

里耶秦簡にみえる秦代郡県の文書伝達

藤田 勝久

はじめに

二〇〇二年に発見された里耶秦簡は、『文物』二〇〇三年一期などで紹介され、湖南省文物考古研究所編『里耶発掘報告』（岳麓書社、二〇〇七年）の報告書がある。^① こうした状況で、湖南省文物考古研究所編『里耶秦簡（壹）』（文物出版社、二〇一二年）、陳偉主編『里耶秦簡牘校釈（第一卷）』（以下『里耶校釈一』）、武漢大学出版社、二〇一二年）の刊行が始まり、その概略がわかるようになった。^② とくに『里耶校釈一』は、『里耶秦簡（壹）』の図版と釈文を基礎として、簡牘の復元や、校訂、句読と考察をしており、これによって秦代郡県制と里耶秦簡は、本格的に研究する段階に入ったといえよう。

里耶秦簡にみえる文書伝達について、陳偉氏は、「以郵行」「以次伝」の方法を説明し、遷陵県と洞庭郡の文書、遷陵県と西陽県の文書、遷陵県内の文書に分けている。^③ また私は、文書伝達と処理の方法に三つのパターンがあることを指摘した。^④ 一は、本文―受信―発信を記し、県官府の抄本（控え）としたものである。二は、受信と転送の記録がない本文だけの保存（副本）である。三は、本文と受信あるいは発信の付記をもつ木牘（抄本）である。その形態は、原本に付記する場合と、受信や発信の原形を残して処理の抄本とする場合がある。これらの原本と、文書を処理する副本、抄本の文書は、その書式は同じでも、文書処理の手順が異なる段階の簡牘である。

それでは秦代郡県の文書伝達には、どのような特徴があるのだろうか。里耶秦簡には、洞庭郡と遷陵県をめぐる外部の文書伝達と、遷陵県の内部にある下部組織との伝達を示す資料がある。県の官府には、令曹、吏曹、尉曹、司空、倉曹、戸曹、少内、庫、獄曹、田官、畜官の組織があり、県の領域には都郷、啓陵郷、貳春郷がある⁵⁾。本稿では、とくに秦代洞庭郡の文書伝達を検討して、漢代文書行政との関係を考えてみたい。

一 洞庭郡と遷陵県の文書伝達

漢代の文書行政では、中央と地方を結ぶ下行文書と上行文書で、リレー式に文書を伝達する方法が明らかにされている⁶⁾。里耶秦簡にも、こうした下行文書と上行文書がみられるが、ここには洞庭郡が発信した原本とおもわれる資料がある。それは洞庭郡が遷陵県に送った 8-735 ~ 8-759 の文書で、これは五枚の木簡が連続した冊書である。木簡一枚には、約二〇字前後の文字が二行にわたって大きく書かれており、8-759 背面の左下に「歇手」という記載がある。この冊書は、洞庭郡から下部の県に発信される文書の形態をよく示している。

卅四年六月甲午朔乙卯、洞庭守禮謂遷陵丞。丞言徒隸不田、奏曰、司空厭等當坐、皆有它罪、8-755 耐為司寇。有書、書壬手。令曰、吏僕・養・走・工・組織・守府門・肖匠及它急事不可令田、六人予田徒 8-756 四人。徒少及母徒、薄(簿)移治虜御史。御史以均予。今遷陵廿五年為縣、廿九年田廿六年盡廿八年當田、司空厭等 8-757 失弗令田。弗令田即有徒而弗令田且徒少不傳于奏。及蒼梧為郡九歲乃往歲田。厭失、當坐論、即 8-758 如前書律令。／七月甲子朔癸酉、洞庭段(假)守繹追遷陵。／歇手。・以沅陽印行事。 8-759

三十四年六月甲午朔乙卯(二十二日)、洞庭守の礼が遷陵丞に謂う。丞は徒隸の不田を言うに、奏して曰く、「司

空の厭等が罪に当たり、皆な余罪があります。耐して司寇と為す」と。文書には「壬手」と書かれている。令に曰く、「吏僕・養・走・工・組織・守府門・肖匠及び他の急事で耕作できないときは、六人ごとに田徒四人を予えよ。徒が少ないとき、及び徒がいけないときは、その簿を治虜御史に送付せよ。御史は以て均しく予えよ」と。今、遷陵県は二十五年に県となり、二十九年の田は、二十六年から二十八年までの土地を耕作すべきであるが、司空の厭等が失して耕作させなかった。耕作させないのは、徒がいて耕作させないのか、あるいは徒が少なくて奏言に記さなかったのか。蒼梧は郡となつて九歳に及び、やっと年ごとに耕作できるようになった。厭の失は、罪に当てて論ぜよ。ただちに前書と律令の如くせよ。／七月甲子朔癸酉（十日）、洞庭假守の繹が遷陵県に追う。／歌手。・沅陽の印を以て事を代行する。

形式の特徴は、一に、六月二十二日文書の冒頭に「洞庭守の礼が遷陵丞に謂う」とあり、送付文に「洞庭假守の繹が遷陵県に追う（返答の文書を要求する）」とあるように、この文書は洞庭郡から遷陵県に直接に送付されたものである。したがつて他県や郵の施設を通じて通伝されたとしても、文書の内容は開封されない。

二は、洞庭郡の文書は両行の大きな字で書かれた冊書の形態となつており、印章を示した送付文を付けている。ここでは「以沅陽印行事」とあるように、発信する洞庭郡の文書は封印されている。

三は、七月十日の郡文書の発信に、「歌手」という付記がある。これは洞庭假守の繹が担当するのに対して、処理をする書記とおもわれる。また背面の下に「歌手」とあり、これは同一人物の歌が書写をした文責となる。この歌は、洞庭郡に所属する人物である。

四は、七月十日の郡文書の発信に対して、遷陵県での受信記録を付記していない。受信した遷陵県で、記録を付記し、この命令を実行するとすれば、それは別の木牘に記すことになる。

以上のような特徴から、この冊書は洞庭郡から直接に送られてきた文書の原本であるとおもわれる。⁽⁷⁾ その命令は洞庭守の礼が出しており、この追加文書の発信は洞庭假守の繹が担当し、その書記と書写の文責は「歇」である。

これと関連する洞庭郡の文書に、つぎのような資料がある。81523の文書は、正面から背面にかけて二行で連続して書写している。『里耶校釈一』は始皇二十四年の暦とし、冊書81755～81759と同時期の文書である。

七月甲子朔庚寅、洞庭守繹追遷陵亟言。／歇手。・以沅陽印行事。／八月癸巳朔癸卯、洞庭段（假）（81523正）
守繹追遷陵亟、日夜上勿留。／卯手。・以沅陽印行事。／九月乙丑旦、郵人曼以來。／翥發（81523背）

ここでは七月甲子朔庚寅（二十七日）に、洞庭守の繹が遷陵県に追跡の文書を送り、返答を要求している。本文の内容は不明である。文書処理をしたのは洞庭郡の「歇」で、封印は「以沅陽印行事」とある。さらに八月癸巳朔癸卯（十一日）に、洞庭假守の繹が追加の文書を送り、その処理は郡の「卯」で、封印は同じく「以沅陽印行事」とある。この二回目の文書を、遷陵県では九月乙丑（三日）に、郵人曼から受け取った。その受信の書写は別筆で、翥が受け取っている。したがって「翥發」は、受信した後の表記である。⁽⁸⁾

この郡文書の特徴は、「本文（大きな字）＋送付文（以沅陽印行事）」と、遷陵県の受信記録を付けた抄本である。これを冊書81755～81759と比べてみると、その書式は、郡の送付文（原本）の形式に、遷陵県の受信を付記したものと推測される。洞庭郡が遷陵県に発給した文書や、管轄する各県の齋夫に送った文書で、「以印」の形式をもつ資料は、このほかにもみえている。

1に、861+8-293+8-2012の文書は、「巴郡の仮守から洞庭郡に送られた本文が、二行の小さな字で書かれており、「以江州印行事」と記している。これを洞庭守の礼が遷陵齋夫に告げて命令している。背面には、受信の「以来」と書記の付記がある。これは洞庭郡の原本の書式ではなく、抄本とおもわれる。

□未朔己未、巴段（假）守丞敢告洞庭主。卒人可令縣論□

卒人、卒人已論、它如令。敢告主。不疑手。・以江州印行事。

六月丙午、洞庭守禮謂遷陵畜夫。□署遷陵亟論言史（事）、署中曹發、它如律令。／和手

正

□佐惜以來。／欣發

8-61+8-293+8-2012^正

2に、木材の半分を觚形とした8-159の正、側、背面は、丞相からの命令を洞庭郡が各県に伝達したものであり、これは8-155、8-152、8-158の三枚と連続して理解される¹⁰。洞庭郡の文書は、「以洞庭發弩印行事」で封印された文書で、断簡によれば、一に索県と門浅・上衍・零陽の方面と、二に酉陽から遷陵県の方面に伝達されている。この文書は、小さな字で複写されており、遷陵県の抄本とおもわれる。

3に、8-657の正面、背面は、琅邪郡の仮守が内史などに報告した文書が、「以蒼梧尉印行事」で封印された文書として転送され、さらに洞庭守の札から管轄の県畜夫への命令として発信されている¹¹。その伝達は、「新武陵別四道、以次傳。別書寫上洞庭尉。皆勿留」とあり、四つのルートに「以次伝」とし、別書して洞庭尉に送付している。これも小さな字で複写されており、当初の文書を、各郡で書き足した形式ではない。ここでは背面に「〜以来」とあり、最終的に遷陵県で受信して、複写した控えの記録とおもわれる。

このような文書処理のルールからみれば、木牘9-1〜12の文書や、木牘16-5、6の文書は、その形式がよく理解できる。9-1〜12は、洞庭郡から遷陵県への文書であるが、一行が約三〇字の小さな同筆で書かれており、冊書の原本とは違っている。また複数の文書は同筆であり、陽陵県と洞庭郡で書き継がれた原本ではない。また木牘の背面は、遷陵県での受信と発信の控えがない。したがって9-1〜12は、遷陵県で書写された「洞庭郡文書の副本+送付文（以洞庭司馬印行事）＝本文」の副本（謄写した控えの記録）となる。

木牘15-5、6の形式は、洞庭郡の文書を一行が約三〇字の小さな文字で書写している。ただし本文には、洞庭郡からの送付文がなく、命令の本文だけを再録して、遷陵県の付記を記録している。したがって16-5、6は、「洞庭郡文書の副本」+「遷陵県の受信と発信の記録」であり、遷陵県での抄本となる。なお16-5、6の文書にみえる「某手」の書記については、断簡を復元した資料(8-138+8-174+8-522+8-523正、背)に、二十六年の時点で遷陵県にいた令史の名前があり、一部が共通している。⁽¹²⁾

廿六年六月壬子、遷陵□□〔丞〕敦狐為令史更行廟詔。令史行□

失期。行廟者必謹視中□各自署廟所質日。行先道旁曹始、以坐次相屬。

(正面)

十一月己未、令史慶行廟。

二月壬午、令史行行廟。

十一月己巳、令史愷行廟。

二月壬辰、令史莫邪行廟。

十二月戊辰、令史陽行廟。

二月壬寅、令史鉅行廟。

十二月己丑、令史夫行廟。(第一欄)

四月丙申、史戎夫行廟。(第三欄)

□□□□、令史韋行。

五月丙午、史鉅行廟。

端月丁未、令史愷行廟。

五月丙辰、令史上行廟。

□□□□、令史慶行廟。

五月乙丑、令史□□

□月癸酉、令史犯行廟。

(第二欄)

六月癸巳、令史除行廟。(第四欄)

(背面)

これは行廟に関する質日で、⁽¹³⁾ 曆に行動を記した資料である。ここでは二十六年の時点で、遷陵県に十二人の令史がいる。それは令史慶、愷(『里耶校釈一』は應とする)、陽、夫、韋、犯、行、莫邪、鉅、戎夫、上、除である。ここには二十七年の木牘16-5、6にみえる慶、鉅、犯の名があり、かれらは遷陵県の令史と推測される。邪は令史の莫邪

(8-647にもみえる)かもしれない。しかし文書の受信をした羽の名と、背面の左下にある「如」は、行廟に関する令史の中にはみえない。¹⁴⁾

このほかにも、遷陵県の令史と、下部組織の担当者、書記の関係を示す資料がある。

卅年九月丙辰朔己巳、田官守敬敢言之。廷曰、令居貲目取船、弗予、謾曰亡、〔亡〕不定言。論及讓問不亡定。謾者訾遣詣廷。問之、船亡審。漚泉、迺甲寅夜水多、漚流包船。〔船〕散(繫)絶、亡求未得、此以未定。史逐將作者汜中。具志已前上、遣佐壬操副詣廷、敢言之。

⑨981正

九月庚午旦、佐壬以來。／扁發

壬手 ⑨981背

徑廡粟米一石九斗少半斗。卅一年正月甲寅朔丙辰、田官守敬・佐壬・稟人顯出稟貲、貲士五(伍)巫中陵免將。

令史扁視平。

壬手 8-764

⑨981では、三十年九月に、田官守敬の文書を佐壬が書写して伝達し、それを遷陵県の官府で令史の扁が受信している。8-764では、三十一年正月に、田官守敬と佐壬が倉庫の穀物を出入し、それを令史の扁が監督している。ここでは担当者と書記、令史のメンバーは、まったく同じである。ここに県では令史の身分が高く、佐壬などの役割の違いがみえる。文書処理でいえば、担当者を補佐する書記が令史であり、背面下の「某手」は、令史あるいは佐などの書記であることがわかる。表1は、遷陵県の令史などを一覽したものである。¹⁵⁾

それでは冊書などの洞庭郡の文書に対して、なぜ木牘一枚に本文を複写する必要があるのだろうか。また木牘に本文を複写し、受信や発信の付記を付ける効果は、どのようなものだろうか。それは、おそらく洞庭郡の文書を保存して整理するとき、冊書の形態では参照が煩雑であるのに対して、とくに保存する資料は木牘一枚の表裏に記録することで分量をコンパクトにし、受信と発信が一目でわかる文書処理の便宜としたものであろう。また⑨1-15は、保

表1 遷陵県の令史と書記

年代	担当者・書記	令史	簡番号
26年		慶、懽、陽、夫、韋、犯、行、莫邪、鉞、戎夫、上、除	8-138+8-174+8-522+8-523正、背
27年12月	倉武、佐辰	令史戎夫監	8-1551
29年3月	倉趙、史感		8-1690
30年10月	倉守妃、佐富		8-56
31年12月	倉妃、史感	令史朝視平	8-762
	倉妃、史□	令史扁視平	8-1081
	倉妃、史感	令史犴視平	8-1239+8-1334
正月	田官守敬、佐壬	令史扁視平	8-764
	司空守増、佐得	令史犴視平	8-474+8-2075
	啓陵郷守尚、佐取	令史気視平	8-1241
2月	倉守武、史感	令史犴視平	8-800
	倉守武、史感	令史犴視平	8-2249
3月	倉武、佐敬	令史尚監	8-760
	倉守武、史感	令史犴視平	8-763
	貳春郷守氏夫、佐壬	令史扁視平	8-1576
5月	倉是、史感	令史尚視平	8-45、8-1540
6月	田官守敬、佐郤	令史逐視平	8-781+8-1102
7月	倉是、史□	令史尚視平	8-1336
	啓陵郷守帯、佐取	令史気視平	8-1550
	倉是、史感		8-1794
	田官守敬、佐壬	令史逐視平	8-2246
8月	倉是、史感	令史悍平	8-217
9月	倉是、史感	令史尚視平	8-211
32年8月	貳春郷守福、佐敢	令史兼視平	8-2247
33年10月	發弩繹、尉史過	令史兼視平	8-761
3月	司空色、佐午	令史囿視平	8-1135
34年8月	倉□、佐郤	令史敬監	8-1549
35年6月	庫建、佐般	令史獻監	8-993等

存の控えであると共に、各人ごとのリストの役割をもっている。⁽¹⁶⁾これは文書の原本に対して、遷陵県で謄写した副本とみなすことができる。

以上のように、里耶秦簡にみえる秦代郡県の文書伝達には、つぎのような特徴がある。まず洞庭郡から発信する文書は、A遷陵県に直接発信する形式と、B各県に共通して四つのルート上に送付する形式があり、その文書は密封して封泥が付けられる。このとき他郡から洞庭郡に届いて転送する文書にも、「以_レ印行事」の表記があり、先に封印されていたことがわかる。この洞庭郡が発信する文書は、二行にわたる約二〇字の大きな字で、冊書の形態で送付される。遷陵県では、その原本を保存する場合と、さらに文書の内容を細かい字で複写して、受信と発信の記録を付記する抄本の形態がある。里耶秦簡には、このような文書の原本と、文書処理の抄本との違いが、木簡（木札、両行）・木牘の機能としてみえている。これは文書の内容によって木簡や木牘に書き分けているのではなく、処理の手順による書き分けである。ただし里耶秦簡では、これまで洞庭郡から送付された原本や副本は少ない。

二 検・封検にみえる文書伝達

それでは洞庭郡と遷陵県の文書伝達は、どのような方法で行われるのだろうか。まずA洞庭郡から遷陵県に直送する文書は、封印して伝達され、中間にある沅陵と酉陽県や、各地の郵などで通伝されても、その文書を開封することはない。またB洞庭郡から所轄の各県に伝達する場合でも、ルート上に各県に別送するときは、同じように中間で開封することなく、文書の通伝だけとなる。このとき洞庭郡が遷陵県に送付する文書は、その配送の方法が問題となる。これまで秦漢時代の文書行政で注目されたのは、「以次伝」「以郵行」でリレー式に伝達する方式である。そこで

漢簡を参考にすれば、おそらく冊書を束ねて封印した文書に検（宛名を記した札）を付けて配送するか、あるいは袋などに入れて一緒に配送することになる。⁽¹⁷⁾

この伝達方法は、遷陵県で出土した検や、封泥匣をもつ封検が参考となる。ここには遷陵県と外部の文書伝達を示す表記がある。『里耶発掘報告』では、つぎのような封泥匣をもつ封検を紹介している。⁽¹⁸⁾

遷陵以郵行」洞庭 ⑦1封泥匣、⑦4封泥匣

洞庭秦守府。尉曹發。以郵行 ⑦5封泥匣

報告では、この封泥匣は漢簡の封検にあたるが、封泥のある前面ではなく、裏面に文字を記しているという。多くは封泥匣だけで、文字を記さない。これについて糶山明氏は、「封泥匣は簡牘や物品に括り付け封印するための板切れだから、背面に文字を書いても、開封しない限り眼に触れることはない」とする。⁽¹⁹⁾そこで背面に書かれた文面が、漢簡では正面に書かれる上書きであることから、「封泥匣は封印するだけの器物で、正面に文字はなく、宛先や差出者などは別途付けられる検に記した。開封の際、その別添の検の文面を封泥匣の背面に転写して、それぞれの封泥匣の来歴を記録しておいた」と推測している。たしかに里耶秦簡には「遷陵以郵行洞庭」と記す検があり、開封したあとに検の上書きを背面に付記した可能性がある。また報告では、「遷陵以郵行洞庭」の記載を、遷陵県から洞庭郡に郵行すると理解しているが、糶山氏は、漢簡と同じように、洞庭郡が差し出した遷陵県に宛てた検とする。さらに⑦5封泥匣を、「洞庭太守府から発送。（遷陵県の）尉曹が開封せよ」として、開封者指定の検としている。

里耶秦簡の封検は、張春龍「里耶一号井的封検和束」（二〇〇九年）が整理している。⁽²⁰⁾張春龍氏によると、封検は一九七枚で、文字が有るものは五五枚とする。このうち銭・穀物の封検六点をのぞいて、宛先を記した文書の封検四九枚は、五―一六層に分布している。その原簡番号は、つぎの通りである。

遷陵以郵行洞庭：9-39封、9-40封、9-41封、9-42封、9-43封、9-44封、9-46封、9-48封、10-90封、11-109封、11-110封、12-115封、12-119封、12-120封、13-161封、13-163封、14-170封、14-172封、14-174封、16-179封、16-180封、16-184封、16-186封（二二件）

遷陵洞庭以郵行：5-1封、遷陵以郵行洞庭郡：15-176封、遷陵以郵行洞庭急：11-108封（三件）

その他：7-17封、7-461封、8-23封、9-38封、9-47封、9-50封、13-162封、14-173封、15-175封、16-183封、16-187封（二一件）

遷陵以郵行覆曹發・洞庭：8-2550、8-21封、遷陵以郵行丞自發洞庭：945封、遷陵以郵行洞庭主倉發：11-111封、遷陵以郵行發令丞前洞庭：12-117封、遷陵以郵行吏發洞庭：16-188封（五件）

ここで郵送手段が判明するのは、すべて「遷陵洞庭以郵行」「遷陵以郵行洞庭」の表記で、「以次伝」の形式はみられない。これは文字が不明な簡と残簡も、同じ表記であると推測される。これは郡から遷陵県に直接送付した郵便物であり、他の県で開封してリレー式に転送する形式ではない。もし他県で転送するのであれば、「遷陵・酉陽」のような表記となるはずである。したがって洞庭郡から遷陵県に送られる文書の一部は、「以郵行」の形式で直接に伝達されたことがわかる。このとき封検を開封したあと、「以郵行」の形式を転記したのは、それが特別な郵便物であることを示すとおもわれる。

これに対して、封検には「以次伝」の表記がみられなかった。そこで文字を転記しない形式は、「以郵行」とは異なる伝達方法の可能性がある。たとえば封検に文字が無い郵便物と、文字がある郵便物を区別するために、その比率をみると、文字の無い封検は一四二枚（全体一九一枚の約七四％）であるのに対して、「以郵行」の形式をふくむ宛名を書いた封検は四九枚（約二六％）である。これは文字の無い封検が、一般的であることを示している。文字の無

い封検には、他県の宛先や、銭・穀物の封検をふくむかもしれないが、「以郵行」の形式と区別されていることは推測できる。

それでは「以郵行」と異なる形式は、どのようなものだろうか。あるいは封検には、洞庭郡とは異なる地名が書かれていたのだろうか。これについて封検の転記が、検の上書きと一致するという想定に注目すれば、文字が無い形式は、里耶秦簡の検に多くみえる「遷陵洞庭」「遷陵・洞庭」にあたるのではないかと推測される。『里耶秦簡〔壹〕』の検には、「遷陵洞庭」「遷陵以郵行洞庭」の形式が多い。その形態は、長短のある木簡や、先端をとがらせたものがある。その中で「遷陵以郵行洞庭」のパターンは、つぎの一五件である。

6-2^r 8-12^r 8-32^r 8-134^r 8-311^r 8-413^r 8-432^r 8-504^r 8-555^r 8-1056^r 8-1464^r 8-1553^r 8-1685^r 8-1837^r
8-1840 (一五件)

これに対して、「遷陵・洞庭」「遷陵洞庭」「遷陵洞庭郡」のパターンは、残簡をのぞいて以下の二八件である。

8-188^r 8-189^r 8-230^r 8-443^r 8-469^r 8-507^r 8-513^r 8-515^r 8-524^r 8-553^r 8-556^r 8-947^r 8-976^r 8-1149^r
8-1253^r 8-1382^r 8-1573^r 8-1594^r 8-1637^r 8-1653^r 8-1682^r 8-1684^r 8-1826^r 8-1884^r 8-1935^r 8-1948^r
8-2023^r 8-2318 (二八件)

このほか検には、「発」を記す形式が五件ある。

遷陵主簿發洞庭：8-303^r、遷陵金布發洞庭：6-18^r、遷陵金布發洞□：8-304^r、遷陵主倉發：8-579^r、遷陵主倉發洞庭：8-922

このように封検の表記をみると、洞庭郡から遷陵県に「以郵行」で送付された文書には文字を記しており、別方法による送付には文字を付記しないことが推測される。また封検には、洞庭郡の宛名や、遷陵県の下部組織、他郡の地

名、不明の封検があるが、その方法も「以郵行」に限られている。

洞庭太守府尉曹發以郵行：10-89封、廷以郵行令曹發：10-92封、西陽以郵行洞庭：5-3封、軹以郵行河内：14-169封、廣武以郵行秦原：16-182封（五件）、不明：7-301封、12-116封（二件）

したがって文字が無い封検は、少なくとも「以郵行」とは異なる送付の可能性があり、その一つは「遷陵洞庭」の表記による方法とみなすことができる。里耶秦簡では、封検と検にみえる表記は、洞庭郡から遷陵県に直接送付された場合が多い。つまり洞庭郡から来る検の大半は、「以郵行」と「遷陵・洞庭」の方法によって、遷陵県と洞庭郡の往来を示しており、各県と遷陵県の伝達を示す検や封検はきわめて少ないのである。⁽²¹⁾

それではCとして、洞庭郡から各県を通じて開封され、遷陵県にリレー式の伝達される文書は、どのように送付されるのだろうか。これについては、遷陵県の東隣にある西陽県の資料が参考となる。⁽²²⁾たとえば8-159の文書は、三十二年二月に御史丞が「制書」を発信し、それを三月に洞庭郡から各県に到達したものである。その一つが西陽県を通じて遷陵県に到達し、その後の文書処理を示す資料が、8-155、8-152、8-158がある。8-158では、遷陵守丞が西陽丞主に返答しており、ここに各県を通じた文書伝達の方法を知ることができる。

このほかに西陽県が遷陵県に発信した文書がある。8-62の文書は、西陽守丞が遷陵丞主に発信した文書で、上部に欠落があるが、西陽から沅陵にも文書で知らせている。

□□西陽守丞又敢告遷陵丞主。令史曰、令佐莫邪自言上造

□□遣莫邪衣用錢五百未到。遷陵問莫邪衣用錢已到

□問之、莫邪衣用錢未到。西陽騰書沅陵。敢告主。

□刻隸妾少以來。／朝半。

彼死手

8-647正

8-647背

廿八年八月戊辰朔丁丑、西陽守丞□敢告遷陵丞主。停里士伍順小妾□餘有律。事□□□□遷□
 令史可聽書從事、□□□□／八月甲午、遷陵拔謂都 9-984正

鄉嗇夫、以律令從事。／朝手。即走印行都鄉。

八月壬辰、水下八刻、隸妾以來。／□半

□手 9-984背

9-734(博物館)の文書は、西陽守丞が遷陵丞主に発信した文書で、これを受信した遷陵県では、都郷嗇夫に命令を伝達している。これは「可聽書從事」「以律令從事」とあり、上級からの命令の伝達とおもわれる。

西陽の文書では、里耶古城(秦簡)博物館に展示されていた郵書記録に、文書通伝に関する資料がある。⁽²³⁾

五月庚寅日過西陽都郵

9-739

書一封西陽丞印郵遷陵□□

12-1470

書一封西陽丞印詣遷陵以郵行」□□年十月丙戌水十一刻(刻)下八起西陽□

□月己丑水十一刻(刻)下一過啓陵鄉

12-1798

書一封西陽丞印詣遷陵以郵行」二八年二月癸酉水十一刻(刻)下五起西陽廷」二月丙子水下九刻過啓陵鄉

12-1799

9-739では西陽都郵の存在がわかり、12-1470では西陽丞印をもつ文書が遷陵県に伝達されたとおもわれる。12-1798と12-1799では、西陽丞印の文書が遷陵県に「以郵行」の方法で伝達され、いずれも西陽県の発信から四日後に、遷陵県の啓陵郷を通過している。これによれば遷陵県の啓陵郷は、西陽県との境に近い東方に位置することになる。ただし文書の内容は、上級からの文書の転送か、それとも西陽から遷陵県に発信した独自の文書かは不明である。⁽²⁴⁾

なお里耶古城のなかには、西陽と洞庭郡の往來を示す検などがあり、なぜ遷陵県で出土しているのかという点や、

その性格について検討の余地がある。

西陽以郵行」洞庭 (5-34) 西陽 洞庭 (8-65正)、延」發 (8-65背)

西陽金布發 (8-1130) 西陽覆獄治所 (8-1295) 西陽 洞庭 (9-983)

以上のように、洞庭郡の内部における文書伝達には、二つの方法がある。一つは、A郡から特定の県に直接送付する方法であり、これは検と封検に洞庭郡と遷陵県の伝達を示すことが指摘できる。封検では「以郵行」の文字だけを表記し、検では「遷陵・洞庭」のような表記が多い。またB洞庭郡が所轄の各県に伝達する場合でも、ルート上に分けて発信するときは、同じように遷陵県に直接に文書を通伝することになる。もう一つは、C通過する各県が開封して文書処理をし、その文書をリレー式に転送する方法である。この場合に、洞庭郡から遷陵県への文書は、交通ルートにある西陽県などを通じて往來することになる。

三 郵書記録にみえる文書伝達

それでは遷陵県から外部の郡県に送る場合や、洞庭郡にある県に送る文書は、どのようになるのだろうか。里耶秦簡には、遷陵県の下部組織や郷との文書が多いが、この点を郵書記録から考えてみよう。遷陵県が文書を発信する郵書記録は、つぎのような書式であり、表2はその項目を一覧したものである。⁽²⁵⁾

1 獄東曹書一封、丞印、詣秦守府。廿八年九月己亥水下四刻、隸臣申以來。(8-1155)

2 獄南曹書三封、丞印、二詣西陽、一零陽。／卅年九月丙子旦食時、隸臣羅以來。(8-1886)

3 尉曹書二封、遷陵印、一封詣洞庭秦守府、一封詣洞庭尉府。九月辛丑水下二刻、走□以來。(8-1225)

4 戸曹書四封、遷陵印、一咸陽、一高陵、一陰密、一競陵。廿七年五月戊辰水下五刻、走荼以來。(8-1533)

5 金布書一封、丞印、詣洞庭泰守府。卅五年五月壬戌水十一刻(刻)下三守府快以來 (9-1594、博物館)

表2によると遷陵県が発信する文書は、まず県の官府にある獄東曹や獄南曹、司空曹、尉曹、戸曹、金布などの部署で作成している。このとき作成された文書は、「く以来」と記された人によつて県の官府に届けられるが、各部署で作成した文書を、そのまま手渡したのか、あるいはそこにも封印があつて開封し、再度に封印したのかは不明である。ともかくこの時点では、遷陵県が発信する最終の封印をしていない。その後、県廷では「遷陵印」「令印」あるいは「遷陵丞印」「丞印」の封印をしている。したがつて遷陵県の文書は、下部の部署が独自に県外に文書を発信することはなく、令・丞がいる県の官府が文書伝達を集約する単位である。このような郵書記録は、先にみた西陽県の文書通伝に関する中継地の郵書記録や、居延漢簡や懸泉漢簡にみえる県や郵・置、亭を結ぶ文書通伝の記録とは違っている。それはエチナ河流域の候官で、文書を発信するときの「奏封」「封」と記す郵書記録に近い²⁶。ただし漢簡で「奏封」「封」と記す郵書記録は、発信する文書の内容を要約しており、これは封印する前の文書処理である。これに対して里耶秦簡では、各部署の文書を県廷で発信するときの記録であり、文書を作成する部署と、最終的に文書に封印をして発信する県廷とは、役割を分担している。これは年代による差異よりも、むしろ秦代の遷陵県の規模に対して、規模が小さい軍事系統の候官では、文書処理を簡素化しているとおもわれる。

つぎに遷陵県から県外の発送先は、洞庭郡の内部と、他郡の宛先に分けられる。秦代洞庭郡の範囲は不明であるが、『漢書』地理志の武陵郡には、索、孱陵、臨沅、沅陵、鐔成、無陽、遷陵、辰陽、西陽、義陵、佷山、零陽、充の十三県がある。これを参考にすれば、文書の宛先は以下のようになる²⁷。洞庭郡の内部では、洞庭泰守府と洞庭尉府の文書が多く、このほか零陽、無陽、西陽に宛てた文書がある。

表2 遷陵県の郵書記録

作成部署	印	詣（発信先）	年月日、付記：簡番号
獄東曹書一封	丞印	詣無陽	・九月己亥水下三刻□□以来 5-22
	□印	一泰守府、一成固	／九月己亥…… 5-23
獄東曹書一封		洞庭泰守府	廿八年二月甲午日入時牢人佻以来 8-273+8-520
		一辰陽、一胸忍	廿八年九月辛丑走起以来 8-373
司空曹書一封	丞印	詣零陽	七月【壬申】□□ 8-375
		一詣蒼梧尉府、一南鄭	・□□ 8-376
尉曹書三封	令印	其一封銷、一丹陽、 一□陵	廿八年九月庚子水下二刻走祿以来 8-453
書一封	遷陵丞印	詣啓陵□	卅五年六月甲子隸妾孫行 8-475+8-610
□封	遷陵印	□	……卯水下四刻 8-540
獄南曹書二封	遷陵印	一詣洞庭泰守府、 洞庭尉府	・九月己亥鋪時牢人誤以来 8-728+8-1474
獄東曹書一封	令印	詣洞庭守府	・九月戊戌水下二刻走荼以来 8-959+8-1291
……書三封	令印	二守府、一成紀	・九月甲寅水下七刻走荼以来 8-1119
獄東曹書一封	丞印	詣泰守府	廿八年九月己亥水下四刻隸臣申以来 8-1155
尉曹書二封	遷陵印	一封詣洞庭泰守府、 一封詣洞庭尉府	九月辛丑水下二刻走□以来 8-1225
獄東書一封	丞印	詣競（竟）陵	／卅五年……人顧以来 8-1467
戸曹書四封	遷陵印	一咸陽、一高陵、 一陰密、一競陵	廿七年五月戊辰水下五刻走荼以来 8-1533
尉曹書一封		詣洞庭主司空	／□ 8-1616
獄南書一封	丞印	詣洞庭尉府	卅三年十一月癸酉夕…… 8-1823
		洞庭泰守府	二月乙未水下八刻走佻以来 8-1829
獄南曹書三封	丞印	二詣西陽、一零陽	／卅年九月丙子且食時隸臣羅以来 8-1886
□曹書□封	遷陵丞印	詣定□	卒……昭行□ 8-2028
尉曹書二封	丞印	一封詣零陽、 一封詣昆陽邑	九月己亥水下八走印(?)以□ @63
金布書一封	丞印	詣洞庭泰守府	卅五年五月壬戌水十一刻（刻）下三 守府快以来 9-1594（博物館）

洞庭郡の内部・洞庭泰守府、泰守府、洞庭守府、守府、洞庭尉府、洞庭主司空、零陽、無陽、酉陽

他の郡県・成固、蒼梧都尉、南鄭、銷、丹陽、□陵、成紀、咸陽、高陵、陰密、競陵

ここで想定される文書伝達の方法は、つぎの二つである。1は、洞庭郡で集約する方法である。遷陵県から外部に送信する文書は、一旦は洞庭郡の治所に送って集められ、洞庭郡を通じて他郡の県に転送される。また郡が掌握する内容の文書は、郡を通じてその命令が下部の各県に転送される。2は、洞庭郡の各県が、それぞれ独自に他郡の県や洞庭郡の県に文書を伝達することである。この二つの方法には、以下のような例がある。

まず1に、中央や郡による命令に対して返答する場合や、上級官府への連絡は、遷陵県から洞庭郡に送付されるとおもわれる⁽²⁸⁾。たとえば、9092では遷陵丞が洞庭泰守府に返答し、8154では遷陵守丞が上級官府に返答しているが、両方とも郵人が伝達している。これらは直接に洞庭郡に返答する方法か、酉陽のような隣県を通じて返答するのかわ不明であるが、遷陵県から洞庭郡への返信である。

また一連の卒の債務を記した木牘9111は、遷陵県が発信した文書ではないが、他県から洞庭郡を通じて遷陵県に送られた文書である。ここでは陽陵県が直接に遷陵県に文書を送るのではなく、洞庭郡の尉府を通じて、その郡に所属する遷陵県に転送している。これを類推とすれば、他郡の文書は、まず郡の官府を通じて集約され、必要に応じて所轄の各県に送られることになる。もし秦代の文書伝達がこのような方法であれば、郡と各県を往来する文書も多くは、基本的に洞庭郡で集約して送付することになる。そのとき郡の文書は、各県の施設を通じて通伝されるとしても、すべて洞庭郡と各県で直接に伝達する方法となる。とすれば当然、郡と各県の間を直接に往来する文書は多くなる。先にみた里耶秦簡の検と封検に、洞庭郡と遷陵県の記載が多いのは、このような文書伝達の方法を反映しているのかもしれない。郵書記録にみえる洞庭泰守府、泰守府、洞庭守府、守府、洞庭尉府、洞庭主司空などの文書は、

直接に送付する文書を示しており、秦帝国の都城である咸陽への文書も同じように理解できよう。

それでは2に、郵書記録にみえる洞庭郡の零陽、無陽、酉陽県や、他郡の成固、蒼梧都尉、南鄭、銷、丹陽、成紀、高陵、陰密、競陵などに送る文書は、すべて郡を通じて伝達されるのだろうか。それとも各県が、直接に伝達する場合はあるのだろうか。これについては、いくつかの例がある。

たとえば815+8166+8485は、木牘9-1~12と同じように銭の支払いを記した文書であるが、ここでは遷陵守丞が広漢郡の郵丞に送付している。これは中間の郡の伝達が省略されているのか、あるいは遷陵県と他郡の県が直接に連絡していることになる。²⁹⁾

また洞庭郡では、交通と食事に関する木牘9-1がある。

A元年七月庚子朔丁未、倉守陽敢言之。獄佐辨・平・士吏賀具獄、縣官食盡甲寅、謁告過所縣鄉以次續食。雨留不能投宿齋。來復傳。零陽田能自食。當騰期卅日、敢言之。

B／七月戊申、零陽算移過所縣鄉。／齶手

C／七月庚子朔癸亥、遷陵守丞固告倉齋夫。以律令從事。／嘉手

遷陵食辨・平盡己巳旦□□□□遷陵。

七月癸亥旦、十五臂以來。／嘉發

51背

ここでは、A零陽県の倉守が、零陽県の規定をこえる旅行者に対して、通過する県・郷に食料の支給を通告することを願っている。そこでBは、零陽県の長から、通過する県・郷に通告したものである。これを受けてCは、遷陵守丞が倉齋夫にこの内容を通達している。これによれば零陽県の文書は、洞庭郡を通じて遷陵県に送られたものではなく、直接に遷陵県に伝達されたようである。その伝達ルートは、澧水の水系にある零陽（湖南省慈利）から臨沅（常

徳市)の方面から沅水を遡るルートではなく、零陽から現在の張家界の分水嶺を越えて、沅陵や酉陽、遷陵県の方面にあたる。これは通常の文書伝達とは違って、交通と食料の支給にかかわるため、零陽県から交通ルートにあたる県に発信され、その一つが遷陵県に届いたとおもわれる。

つぎに洞庭郡の「沅陵獄佐」「酉陽」の宛名を記した検がある。これは「覆獄」に関する文書伝達を示しており、郡の太守府や尉府のほかに、沅陵が獄に関する文書を扱う拠点であることを示すかもしれない。

覆獄沅陵獄佐「已治所遷陵傳洞庭 8-235

覆獄沅陵獄佐「已治」在所洞庭 8-265

覆獄沅陵獄佐「已治在所洞庭」 8-492

覆獄沅陵獄佐「已」治所發 8-1729

覆獄沅陵獄「□」治所發 8-1897

酉陽覆獄治所 8-1295

したがって洞庭郡の内部では、財務や交通、裁判に関する文書は、必要に応じて他郡や洞庭郡の県と直接に連絡することも想定できる³⁰⁾。

以上のように、秦代の洞庭郡では、遷陵県の文書を直接に郡に通伝する方法と、各県でリレー式に内容を確認して返答する方法が基本とおもわれる。このとき遷陵県が発信する文書には、つぎのような特徴がある。遷陵県では、県の下部組織で作成した文書を、令・丞の印を押して記録をとって外部に発信している。これは県の官府が、文書を集約して外部に発信することを示している。つぎに遷陵県から、中央や洞庭郡の外部に文書を発信・返信するときは、基本的に洞庭郡の官府に送り、そこから中央や他郡に伝達すると推測される。それは郡内の文書でも同じであり、ま

ず郡で中央や他郡の文書を集約して、それを所轄の各県に伝達すると想定される。このような特徴が、検や封検に「遷陵・洞庭」の表記に反映されている。

ただし里耶秦簡では、他郡の県に宛てた文書や、洞庭郡の県と直接的な送付を示唆する文書がある。これらは財務や交通、裁判に関する内容であり、あるいは必要に応じた文書の連絡かもしれない。

おわりに

漢代の文書行政では、これまで中央と地方を結ぶ下行文書と上行文書で、「以郵行」「以次伝」によるリレー式の文書伝達が注目されている。本稿では、それに先行する里耶秦簡によって秦代郡県の文書伝達を検討した。その要点は、つぎの通りである。

一、里耶秦簡には、洞庭郡の冊書 8755～8759 のように、大きく二行で書かれた原本とおもわれる資料がある。これは印章を記した「以郵行事」の表記によって、密封されたことがわかる。しかし保存が必要な文書は、木牘一枚に小さな字で転記され、その表裏に受信・発信などの付記を付けている。これは冊書の形態に対して、とくに保存する資料は分量をコンパクトにし、一目でわかる文書処理の便宜としたものである。このように冊書と木牘の形態は、文書の内容によって書き分けるのではなく、処理の段階によって書き分けている。ただし里耶秦簡には、外部文書の原本や抄本は少なく、遷陵県内部の下部組織や郷との文書と記録が多い。

二、洞庭郡と遷陵県の間では、封検に「以郵行」の文字だけを表記し、検では「以郵行」のほかに「遷陵・洞庭」の往来を示す表記が多い。ここから遷陵県では、洞庭郡から直接に文書を通伝する方法が多く、各県で開封してリ

レー式に伝達する方法とは区別があることを指摘した。このとき文字を記さない封検は、「以郵行」とは異なる伝達方法と推測した。酉陽県から遷陵県に文書を通伝する郵書記録には、この両方の場合が想定できる。

三、遷陵県から外部に伝達する郵書記録では、下部の組織が作成した文書を、県の官府が令・丞の封印をして発信している。これは県の部署が独自に県外に文書を発信することはなく、令・丞がいる県の官府が文書伝達を集約する基本単位であることを示している。つぎに遷陵県から中央や外部の郡県に文書を送る場合は、基本的に洞庭郡の官府に送られ、そこから中央や他郡に伝達すると推測される。また洞庭郡の内部でも、郡を通じて各県に文書を伝達することが予想される。これは秦代の郡が、軍政だけではなく、各種の職務に関する文書を集約する単位であることを示しており、郡と県の役割を知ることができる。このような文書の直接的な伝達は、検や封検に「遷陵・洞庭」間の表記が多いことに対応している。ただし洞庭郡の内部で、隣県で開封された文書が、各県にリレー式に伝達するとき、個別の宛名を付けることになる³⁾。

四、これに対して里耶秦簡では、遷陵県から他郡の宛先をもつ記録や、他郡の県との文書伝達、洞庭郡の各県との文書伝達を示す資料がある。これらは財務や交通、裁判に関する内容をもっており、必要に応じて郡を仲介せず、直接に連絡する文書が想定される。

以上のように、秦代の郡県制では、大きく郡を単位として各種の文書伝達を管轄しており、下部の県が基本の集約単位となっている。その文書伝達には、(一) 郡と各県で文書を通伝して直接に送付する方法と、(二) 郡と各県で開封した文書のリレー式に転送する場合がある。里耶秦簡では、こうした洞庭郡と遷陵県を結ぶ二つの伝達方法が具体的にみえている。さらに秦代の地方官府では、このような文書伝達と処理の段階に応じて、冊書の保存や、木牘の抄本と副本、伝達にもなう検と封検、郵書記録などを作成して、地方行政の実務を運営している。したがって里耶秦

簡は、秦代史研究の補助となるだけではなく、秦漢時代の情報伝達システムの基礎を知ることができる。

注

- (1) 「湖南龍山里耶戦国—秦代古城一号井発掘簡報」(『文物』二〇〇三年一期)、「湘西里耶秦代簡牘選釈」(『中国歴史文物』二〇〇三年一期)、湖南省文物考古研究所編『里耶発掘報告』(岳麓書社、二〇〇七年)。
- (2) 湖南省文物考古研究所編『里耶秦簡「壹」』(文物出版社、二〇一二年) 前言では、その内容を、一…書伝類、二…律令類、三…録課類、四…簿籍類、五…符券類、六…検牒類、七…曆譜、八…九九術、藥方、九…里程書、十…習字簡に分類している。里耶秦簡の接合は、「里耶校釈一」の復元による。
- (3) 陳偉「秦と漢初の文書伝達システム」(松原弘宣・藤田勝久編『古代東アジアの情報伝達』汲古書院、二〇〇八年)、同「秦与漢初の文書伝通系統」(『燕説集』商務印書館、二〇一一年)。
- (4) 拙稿「里耶秦簡与秦代政府之運作」(秦始皇兵馬俑博物館編『秦俑博物館開館三十周年秦俑学第七屆年會國際學術研討會論文集』三秦出版社、二〇一〇年)、同「里耶秦簡と出土資料学」(東方学会・第四回日中學者中国古代史論壇提出論文、二〇一二年)。
- (5) 『里耶秦簡「壹」』前言など。
- (6) 永田英正「文書行政」(『殷周秦漢時代史の基本問題』汲古書院、二〇〇一年)、榎山明「中国の文書行政」(『文字と古代日本』二、吉川弘文館、二〇〇五年)、富谷至「文書行政の漢帝国」(名古屋大学出版会、二〇一〇年)など。
- (7) 角谷常子「簡牘の形状における意味」(富谷至編『辺境出土木簡の研究』朋友書店、二〇〇三年)は、正本に両行を用い、コピーには札を用いるとする。草稿は、両行と札が共に用いられるが、札がやや多いという。
- (8) 『里耶秦簡「壹」』の釈文は「歌手」に作る。𠄎𠄎𠄎𠄎背の「歌手」と同一人物とおもわれる。

- (9) 「以来」のあとに受信した処理には、「某手」「某半」「某発」の表記がある。陳偉「關於秦文書制度的幾個問題」(第四回日中學者中国古代史論壇提出論文、二〇一二年) 参照。邢義田「手・半・日愒日荆 与 遷陵公」(武漢大學簡帛研究中心網、二〇一二年五月) では、皇帝二十六年から三十一年まで「半」字を用い、三十一年以降に「発」の表記がみえるといい、「分判」「打開文書」と理解している。
- (10) 拙稿前掲「里耶秦簡と出土資料学」。
- (11) 「里耶校釈一」前言では、8657の記事から新武陵を洞庭郡の治所としている。
- (12) 「里耶校釈二」の接合復元による。
- (13) 質日は、朱漢民、陳松長主編『岳麓書院所藏秦簡(壹)』(上海辭書出版社、二〇一〇年)にもみえており、陳偉「岳麓書院秦簡『質日』初步研究」(『中国出土資料研究』一六、二〇一二年)がある。
- (14) 関連として、81188の資料には「尉史如」感手」とあり、尉史如の名が感と一緒にみえる。感という人物は、二十九年三月と九月の資料に「史感」とあり、81188の資料と81511背面の「感手」は同筆のようにみえる。もしそうであれば「如」は、遷陵県の書記となる。
- (15) 里耶秦簡では、出入券の担当者と書記、令史などの年代を整理すれば、遷陵県の令史などの概略を知ることができる。
- (16) 邢義田「湖南龍山里耶J1⑧E1」和J1⑨11」号秦牘的文书構成・筆跡和原檔存放形式」(『簡帛』第一輯、武漢大學簡帛研究中心、二〇〇六年、『治国安邦・法制・行政与軍事』中華書局、二〇一一年で、文字が背面に写っていることを指摘したように、十二枚は重ねて保存されている。木牘⑧E1、⑨11も、少しずつ文字が写っており、二枚を一緒に保存した可能性がある。
- (17) 永田英正「書契」(林巳奈夫編『漢代の文物』朋友書店、新版、一九九六年)、榎山明「中国の文書行政」。
- (18) 「里耶発掘報告」一八〇頁。
- (19) 榎山明「山は隔て、川は結ぶ―『里耶発掘報告』を読む」(『東方』三一五、二〇〇七年)。
- (20) 張春龍「里耶一号井的封檢和束」(『湖南考古輯刊』第八集、岳麓書社出版、二〇〇九年)、陳偉「關於秦文書制度的幾個問題」。
- (21) 里耶秦簡の検は、遷陵県の下部組織と郷の宛名が多い。

(22) 陳偉「秦と漢初の文書伝達システム」は、遷陵－西陽県の文書を四例あげている。西陽県の位置は、永順県王村としているが、保靖県の四方城という説もある。

(23) 里耶古城（秦簡）博物館には、未公開資料をふくむ展示があり、東京大学大学院の石原遼平氏の整理も参考にした。

(24) 郵書記録には、このように県と県を結ぶ文書通伝と、遷陵県内部の文書処理の記録があることに注意すべきである。

(25) 郵書記録の項目は、①文書を作成した部署、②県の封印、③洞庭郡と他郡への宛先、④年月日、時刻と「〜以来」の配達人である。畑野吉則「里耶秦簡の郵書記録と文書伝達」（愛媛大学公開講演会、二〇一二年）を参照。

(26) 李均明『秦漢簡牘文書分類輯解』録課類、奏封記録、四二九～四三二頁（文物出版社、二〇〇九年）など。

(27) この地域は、戦国時代には黔中郡と呼ばれ、漢代には武陵郡といわれるが、秦代洞庭郡の領域との関係は不明である。不明な宛先には、昆陽邑、啓陵□、定□などがある。孱陵県は、張家山漢簡「二年律令」「史律」と、松柏漢墓の木牘（荊州博物館「湖北荊州紀南松柏漢墓發掘簡報」、『文物』二〇〇八年四期）によれば、南郡に所属する可能性がある。拙稿「張家山漢簡『秩律』と漢王朝の領域」（『愛媛大学法文学部論集』人文学科編二八、二〇一〇年）参照。

(28) 陳偉「秦と漢初の文書伝達システム」など。

(29) 同じように、8-93では漢中郡の旬陽丞が遷陵丞主に文書を送り、8-60+8-66+8-67+8-748では犍為郡の犍道から遷陵丞主に文書を送っており、いずれも銭の支払いに関係している。また8-170では、南郡の臨沮丞が遷陵丞主に文書を送っている。

(30) 遷陵県と洞庭郡の他県や、他郡の県に宛てた文書の伝達は、なお内容に即した検討が必要である。

(31) 郡の内部で伝達される文書には、「別書」「相付受」などの表記がある。これらは一本の送付ルートだけではなく、複数の伝達ルートがあることを示している。